

予防接種法施行令の一部を改正する政令案要綱

- 一 高齢者の肺炎球菌感染症の発生及びまん延を予防するため、平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日までの間に限り、高齢者の肺炎球菌感染症に係る定期の予防接種の対象者を拡大すること。（

附則関係）

- 二 この政令は、公布の日から施行すること。